



四国一斉12時間電話相談

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、下記のとおり12時間電話相談を実施します。



▶ 日 時 12月4日(火)
9:00～21:00

▶ 電話番号 ☎ 0120-459-737 (しこく なやみなし)

▶ 取扱内容

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DVなど、家庭及び近隣関係などにおける人権問題に関する相談

▶ その他 相談は無料、秘密は厳守します。

▶ 問い合わせ 高知地方法務局人権擁護課

☎ 822-3503



くらしの悩みごと相談所

人権擁護委員が、地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けする「くらしの悩みごと相談所」を開催します。お気軽にお越しください。

▶ 日 時 12月4日(火) 10:00～15:00
(※事前予約は不要です)

▶ 会 場

高知よさこい咲都合同庁舎 9階会議室

▶ 相談担当者 弁護士資格を有する人権擁護委員
司法書士資格を有する人権擁護委員

▶ 相談内容

くらしの法律相談

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DVなど、家庭及び近隣関係などにおける法律・人権問題に関するあらゆる相談

▶ その他 相談は無料、秘密は厳守します。

▶ 問い合わせ 高知地方法務局人権擁護課

☎ 822-3503



12月4日から10日までは人権週間です

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の基準として、1948年12月10日の第3回国際連合総会において採択され、これを記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

高知地方法務局では、「特設人権相談所」を開設し、DV・セクハラ・ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待・いじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題、その他嫌がらせなど、人権に関するご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

《特設人権相談所》

▶ 日 時 12月4日(火) 10:00～15:00

▶ 開催場所 あったかふれあいセンター

(すこやかセンター伊野内)

◎人権擁護委員はあなたの身近な相談パートナーです。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし、人権が侵されたときは法務局と連携して、救済のための適切な措置を取るとともに、人権尊重思想をご理解いただくための活動をすることを使命としています。

家庭、学校、職場、地域社会などでの困り事や悩み事は、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。費用は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

■法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月～金曜日 受付8:30～17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4) ☎ 893-0343

■人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	12月19日(水)	13:30～16:30	あったかふれあいセンター (すこやかセンター伊野内)

■人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	☎ 892-2513
尾崎 正敏	〃 神谷817	☎ 893-5452
藤木 栄子	〃 天王南9-12-2	☎ 891-6684
伊藤 義孝	〃 枝川5	☎ 892-2408
高瀬 科子	〃 波川610-3	☎ 892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	☎ 867-3224
山本 周児	〃 戸中81-5	☎ 873-5422